

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当	
許 認 可 等 名	徳島市民津田夜間運動場・徳島市民津田第二夜間運動場の利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市体育施設条例	
根 拠 条 項	第10条	
連 絡 先	津田体育協会（連絡先は文化スポーツ振興課（電話 621-5426）までお問い合わせください。）	
審 査 基 準	基 準	利用料金を減免できる場合は、別紙「利用料金の減免規程」のとおりとする。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 6年 2月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 年 月 日最終変更）

審查基準

基 準